

オフセット・クレジット（J-VER）制度におけるポジティブリスト（案）

＜ポジティブリスト No.0002-1(仮)＞

0002-1. 森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）	
プロジェクト概要	森林経営活動を実施することにより、対象となる森林において CO2 吸収量が增大するプロジェクトであり、以下の適格性基準 1～3 を全て満たすもの。
適格性基準	<p>条件 1： プロジェクト実施地が、森林法第 5 条又は第 7 条の 2 に定める森林であること。</p>
	<p>条件 2： プロジェクト実施地において行われる施業が、以下の 2 つの条件を満たす間伐であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 森林施業計画等に適合しており、かつクレジット発行対象期間内にプロジェクト実施地において転用及び主伐が計画されていないこと。 ▶ 2007 年 4 月 1 日以降に施業されたものであること。
	<p>条件 3： プロジェクト実施地が、以下に示す 3 つの方法のうちいずれかの方法に基づき、持続的な森林経営の対象地であることが証明されること。</p> <p>【森林施業計画に基づく森林管理活動を第三者が検証する方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町村等によって森林施業計画書の認定を受けていること
	<p>【「企業の森づくり」制度に基づく方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地方公共団体が実施する「企業の森づくり」制度における協定を締結していること、かつ ▶ 市町村等によって森林施業計画書の認定を受けていること、又は森林認証（FSC 又は SGEC）を受けており、当該森林の森林計画書等において、伐採後の森林の確実な更新が行われることが記載されていること <p>【森林認証制度に基づく方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 森林認証（FSC 又は SGEC）を受けており、当該森林の森林計画書等において、伐採後の森林の確実な更新が行われることが記載されていること
補足	プロジェクト実施に当たっては別紙「ポジティブリスト No. 0002-1 に関する特記事項」を参照すること。

＜適格性基準の説明＞

条件 1：対象森林

＜森林法第 5 条又は第 7 条の 2 に定める森林を対象＞

京都議定書目標達成計画に計上される対象森林に準じ、森林法第 5 条又は第 7 条の 2 に定める森林（以下、「森林計画対象森林」という。）を対象とする。当該林分が含まれる森林施業計画書及び認定書（第 11 条に基づき認定）や、森林認証における森林計画書の写し等の提出により、確認される。

条件 2：対象とする森林経営活動

＜間伐を対象＞

平成 24 年度までの集中的な間伐の推進を支援するため、森林施業計画の認定を受けた森林及び森林認証を取得した森林等における間伐を対象とする。

＜適切な森林施業＞

森林経営活動の実施により、その後の森林環境が高い公益的機能を有し、かつ森林吸収源としての機能が強化されることが必要である。したがって、森林計画等の基準に適合した適切な間伐を行うプロジェクトを対象とする。

本プロジェクト種類では、事後に提出される森林施業計画に係る伐採等の届出書、森林認証における監査報告書、企業の森づくり制度における進捗報告書の写しにより各計画の遵守を確認する。また、森林には画像や統計データだけで評価することが難しいという特性があることから、第三者検証の際には、必要に応じ、森林生態系又は林学の専門家による対象森林への踏査により、間伐率（材積ベース）等が適切か判断する。踏査により不適切と判断される場合は、当該林分は算定対象外とする。

＜補助金の取扱い＞

本プロジェクト種類については、国や地方公共団体から補助金を受けていることをもってプロジェクト対象から除外する又はクレジット量を割り引くことはしない。

＜プロジェクト開始時期＞

本制度では、2008 年 4 月 1 日以降に開始されたプロジェクトを対象としており、2008 年 4 月 1 日以前に開始されたプロジェクトについては、「クレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることが認められる場合に限る」こととしている。ただし、京都議定書の目標達成に向けて 2007 年度から政府により追加的な間伐等の森林整備が実施されていることを踏まえ、間伐については、森林吸収量の確保に向けた取組としての公平性の観点から、2007 年 4 月以降に実施した林分を算定対象とする。

条件3： 持続可能な森林経営

＜炭素ストック量の維持の担保＞

森林吸収源から発行された J-VER の持続性を担保するためには、吸収された炭素ストック量を維持することが必要である。

吸収された炭素ストック量を維持する上で、既存の諸制度として、森林施業計画、地方公共団体の「企業の森づくり」制度及び森林認証の制度等を活用する。

① 森林施業計画に基づく森林管理活動を第三者が検証する方法

森林所有者は、単独、共同若しくは森林組合等との受委託契約等によって、30ha 以上の森林を対象に森林施業計画を作成し、市町村等の認定を受けることができる。また、これら認定森林所有者等は、伐採、造林を行った場合には、森林施業計画に係る伐採等の届出書を提出することになっており、この届出書を用いて森林施業計画に沿った施業が行われているかどうかを確認することができる。

このことから、申請時点には、市町村等によって認定された森林施業計画書及び認定書の写しの提出を確認するとともに、吸収量の第三者検証の時点には、森林施業計画に係る伐採等の届出書の写しによって、継続的な施業を確認することとする（国有林においては、施業実施計画等による確認を行う）。

なお、森林施業計画の認定が取消となった場合や、森林施業計画が継続して作成されなかった場合には、クレジットの発行を取り消すこととし、別紙に定める措置をとる。

② 「企業の森づくり」制度に基づく方法

地方公共団体独自の森林整備手法として、企業の社会的責任（CSR）の一環としての「企業の森づくり」などの取組があるが、このような取組を実施する際には何らかの協定を結ぶことが通例である。

このことから、「企業の森づくり」制度の協定書の写しを確認するとともに、①の森林施業計画の認定または③の森林認証制度の取得を受けていることを確認する（後者については、森林施業計画及び森林認証制度の条件を参照）。

③ 森林認証制度に基づく方法

持続可能な森林経営を評価する指標として、FSC、SGEC など森林認証が普及しつつある。

表1 わが国における森林認証の概要¹

森林認証の名称	概 要
FSC (Forest Stewardship Council)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境団体や林業者、木材取引企業、先住民団体等によって1993年に組織された非営利の国際団体。 ・ 世界的規模で森林認証を実施。本部はドイツのボン。 ・ 10の原則と56の基準に基づき、FSCの認定を受けた認証機関が認証作業を行う。 ・ 国内におけるFSC認証森林面積は、24カ所で約279千ha(2008年10月)。
SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国独自の森林認証として、林業団体、環境NGO等によって2003年に発足した任意団体。 ・ 我が国の森林を対象に森林認証を実施。事務局は(財)国土緑化推進機構。 ・ 7つの基準と36の指標に基づき、SGECが指定した審査機関が認証作業を行う。 ・ 国内における認証森林面積は、66カ所で727千ha(2008年10月)。

このことから、森林認証を受けており、当該森林の森林計画書等において、伐採後の森林の確実な更新が行われることが記載されている森林については、炭素ストック量が維持されることを担保しているとみなす。

なお、森林認証が取消・非継続となった場合には、クレジットの発行を取り消すこととし、別紙に定める措置をとる。

¹ FSCは日本森林管理協議会 Web サイト (http://www.forsta.or.jp/1_main/main.html)、SGECはSGEC Web サイト (<http://www.sgec-eco.org/index.html>) を参考に作成

(ポジティブリスト No. 0002-1 別紙)

ポジティブリスト No. 0002-1 に関する特記事項

当該プロジェクトにより発行される J-VER は、森林に吸収された炭素ストック量の永続性を担保する必要があるため、上記の適格性基準条件 3. 以外に以下の対処方法をとることとする。

自然攪乱等の影響への対処

- ・ 森林火災、台風被害、病虫害等の自然攪乱による影響に対処するため、発行されるクレジットのうち一定量を気候変動対策認証センターの口座にバッファーとして確保し、自然攪乱により失われた吸収量に対して予め確保しておいたバッファー分から補填することとする。

土地転用・主伐への対処

- ・ クレジット発行対象期間内には間伐実施森林において転用及び主伐（皆伐、択伐）を行わないことが条件であり、クレジット発行対象期間後に転用及び主伐を行った場合には、同程度の炭素ストック量が期待できる施業を同林分又は他の林分において行うことを環境省（気候変動対策認証センター）に対して誓約することを条件とする。なお、吸収量を一度クレジットとして発行した後に主伐が行われ、さらにその後植林が行われた場合でも、植林された森林は既に発行されたクレジット分を補填するものであり、新たにクレジットの発行対象とはしない。

クレジット発行対象期間後の植林放棄等への対処

- ・ クレジット発行対象期間後の伐採跡地における植林放棄など、炭素ストックが減少することを防止するため、環境省（気候変動対策認証センター）は、承認された森林プロジェクト情報を Web サイト等で公開するとともに、クレジット発行対象期間後炭素ストック量が明らかに維持されていないことが判明した場合には、クレジット補填のための必要な措置を講じる。また、森林施業計画の認定取消等や森林認証の取消・非継続に伴いクレジット発行が取り消された際にも、同様の措置をとる。

<ポジティブリスト No.0002-2(仮)>

0002-2. 森林経営活動による CO2 吸収量の増大 (持続可能な森林経営促進型プロジェクト)	
プロジェクト概要	森林経営活動を実施することにより、対象となる森林において CO2 吸収量が増大するプロジェクトであり、以下の適格性基準 1～3 を全て満たすもの。
適格性基準	<p>条件 1 : プロジェクト実施地が、森林法第 5 条又は第 7 条の 2 に定める森林であること。</p>
	<p>条件 2 : プロジェクト実施地において行われる施業が、以下の 2 つの条件を満たす植栽、間伐、主伐であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 森林施業計画等に適合しており、かつクレジット発行対象期間内にプロジェクト実施地において転用が計画されていないこと。 ➤ 1990 年 4 月 1 日以降に育成林において施業されたものであること。
	<p>条件 3 : プロジェクト実施地が、以下に示す 3 つの方法のうちいずれかの方法に基づき、持続的な森林経営の対象地であることが証明されること。</p> <p>【森林施業計画に基づく森林管理活動を第三者が検証する方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市町村等によって森林施業計画書の認定を受けていること
	<p>【「企業の森づくり」制度に基づく方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方公共団体が実施する「企業の森づくり」制度における協定を締結していること、かつ ➤ 市町村等によって森林施業計画書の認定を受けていること、又は森林認証 (FSC 又は SGEC) を受けており、当該森林の森林計画書等において、伐採後の森林の確実な更新が行われることが記載されていること <p>【森林認証制度に基づく方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 森林認証 (FSC 又は SGEC) を受けており、当該森林の森林計画書等において、伐採後の森林の確実な更新が行われることが記載されていること
補足	プロジェクト実施に当たっては別紙「ポジティブリスト No. 0002-2 に関する特記事項」を参照すること。

＜適格性基準の説明＞

条件 1：対象森林

＜森林法第 5 条又は第 7 条の 2 に定める森林を対象＞

京都議定書目標達成計画上計上される対象森林に準じ、森林法第 5 条又は第 7 条の 2 に定める森林（以下、「森林計画対象森林」という。）を対象とする。当該林分が含まれる森林施業計画書及び認定書（第 11 条に基づき認定）や、森林認証における森林計画書の写し等の提出により、確認される。

条件 2：対象とする森林経営活動

＜植栽、間伐、主伐を対象＞

森林施業計画の認定を受けた森林及び森林認証を取得した森林等のうち育成林における一連の適切な施業（植栽、間伐、主伐）を対象とする。

＜適切な森林施業＞

森林経営活動の実施により、その後の森林環境が高い公益的機能を有し、かつ森林吸収源としての機能が強化されることが必要である。したがって、森林計画等の基準に適合した適切な施業を行うプロジェクトを対象とする。

本プロジェクト種類では、事後に提出される森林施業計画に係る伐採等の届出書、森林認証における監査報告書、企業の森づくり制度における進捗報告書の写しにより各計画の遵守を確認する。また、森林には画像や統計データだけで評価することが難しいという特性があることから、第三者検証の際には、必要に応じ、森林生態系又は林学の専門家による対象森林への踏査により、間伐率（材積ベース）等が適切か判断する。踏査により不適切と判断される場合は、当該林分は算定対象外とする。

＜補助金の取扱い＞

本プロジェクト種類については、国や地方公共団体から補助金を受けていることをもってプロジェクト対象から除外する又はクレジット量を割り引くことはしない。

＜プロジェクト開始時期＞

本制度では、2008 年 4 月 1 日以降に開始されたプロジェクトを対象としており、2008 年 4 月 1 日以前に開始されたプロジェクトについては、「クレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることが認められる場合に限る」こととしている。ただし、京都議定書 3 条 4 項の森林経営での算定方法との整合性を考慮するため、また、林家の収入が著しく低下している中で森林の多面的機能の発揮を推進するために実施された施業を評価す

るため、1990年4月1日以降に施業が実施された林分については、算定対象とする。

条件3：持続可能な森林経営

＜炭素ストック量の維持の担保＞

森林吸収源から発行された J-VER の持続性を担保するためには、吸収された炭素ストック量を維持することが必要である。

吸収された炭素ストック量を維持する上で、既存の諸制度として、森林施業計画、地方公共団体の「企業の森づくり」制度及び森林認証の制度等を活用する。

④ 森林施業計画に基づく森林管理活動を第三者が検証する方法

森林所有者は、単独、共同若しくは森林組合等との受委託契約等によって、30ha以上の森林を対象に森林施業計画を作成し、市町村等の認定を受けることができる。また、これら認定森林所有者等は、伐採、造林を行った場合には、森林施業計画に係る伐採等の届出書を提出することになっており、この届出書を用いて森林施業計画に沿った施業が行われているかどうかを確認することができる。

このことから、申請時点には、市町村等によって認定された森林施業計画書及び認定書の写しの提出を確認するとともに、吸収量の第三者検証の時点には、森林施業計画に係る伐採等の届出書の写しによって、継続的な施業を確認することとする（国有林においては、施業実施計画等による確認を行う）。

なお、森林施業計画の認定が取消となった場合や、森林施業計画が継続して作成されなかった場合には、クレジットの発行を取り消すこととし、別紙に定める措置をとる。

⑤ 「企業の森づくり」制度に基づく方法

地方公共団体独自の森林整備手法として、企業の社会的責任（CSR）の一環としての「企業の森づくり」などの取組があるが、このような取組を実施する際には何らかの協定を結ぶことが通例である。

このことから、「企業の森づくり」制度の協定書の写しを確認するとともに、①の森林施業計画の認定または③の森林認証制度の取得を受けていることを確認する（後者については、森林施業計画及び森林認証制度の条件を参照）。

⑥ 森林認証制度に基づく方法

持続可能な森林経営を評価する指標として、FSC、SGECなど森林認証が普及しつつある。

表1 わが国における森林認証の概要²

森林認証の名称	概 要
FSC (Forest Stewardship Council)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境団体や林業者、木材取引企業、先住民団体等によって1993年に組織された非営利の国際団体。 ・ 世界的規模で森林認証を実施。本部はドイツのボン。 ・ 10の原則と56の基準に基づき、FSCの認定を受けた認証機関が認証作業を行う。 ・ 国内におけるFSC認証森林面積は、24カ所で約279千ha(2008年10月)。
SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国独自の森林認証として、林業団体、環境NGO等によって2003年に発足した任意団体。 ・ 我が国の森林を対象に森林認証を実施。事務局は(財)国土緑化推進機構。 ・ 7つの基準と36の指標に基づき、SGECが指定した審査機関が認証作業を行う。 ・ 国内における認証森林面積は、66カ所で727千ha(2008年10月)。

このことから、森林認証を受けており、当該森林の森林計画書等において、伐採後の森林の確実な更新が行われることが記載されている森林については、炭素ストック量が維持されることを担保しているとみなす。

なお、森林認証が取消・非継続となった場合には、クレジットの発行を取り消すこととし、別紙に定める措置をとる。

² FSCは日本森林管理協議会 Web サイト (http://www.forsta.or.jp/1_main/main.html)、SGECはSGEC Web サイト (<http://www.sgec-eco.org/index.html>) を参考に作成

(ポジティブリスト No. 0002-2 別紙)

ポジティブリスト No. 0002-2 に関する特記事項

当該プロジェクトにより発行される J-VER は、森林に吸収された炭素ストック量の永続性を担保する必要があるため、上記の適格性基準条件 3. 以外に以下の対処方法をとることとする。

自然攪乱等の影響への対処

- ・ 森林火災、台風被害、病虫害等の自然攪乱による影響に対処するため、発行されるクレジットのうち一定量を環境省（気候変動対策認証センター）の口座にバッファーとして確保し、自然攪乱により失われた吸収量に対して予め確保しておいたバッファー分から補填することとする。

土地転用・主伐への対処

- ・ クレジット発行対象期間内にはプロジェクト対象森林において転用を行わないことが条件であり、クレジット発行対象期間後に転用を行った場合には、同程度の炭素ストック量が期待できる施業を同林分又は他の林分において行うことを環境省（気候変動対策認証センター）に対して誓約することを条件とする。

クレジット発行対象期間後の植林放棄等への対処

- ・ クレジット発行対象期間後の伐採跡地における植林放棄など、炭素ストックが減少することを防止するため、環境省（気候変動対策認証センター）は、承認された森林プロジェクト情報を Web サイト等で公開するとともに、クレジット発行対象期間後炭素ストック量が明らかに維持されていないことが判明した場合には、クレジット補填のための必要な措置を講じる。また、森林施業計画の認定取消等や森林認証の取消・非継続に伴いクレジット発行が取り消された際にも、同様の措置をとる。

<ポジティブリスト No.0003(仮) >

0003. 植林活動による CO2 吸収量の増大											
プロジェクト概要	植林を実施することにより、対象となる森林において CO2 吸収量が增大するプロジェクトであり、以下の適格性基準 1～3 を全て満たすもの。										
適格性基準	条件 1：プロジェクト実施地が 2008 年 3 月 31 日時点で森林法第 5 条又は第 7 条の 2 に定める森林（森林計画対象森林）でなく、かつ以下の森林の定義を満たしていないこと。										
	表 1 我が国の森林の定義										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>定義</th> <th>閾値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最小森林面積</td> <td>0.3ha</td> </tr> <tr> <td>最小樹冠被覆率</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>最低樹高</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>最小の森林幅</td> <td>20m</td> </tr> </tbody> </table>	定義	閾値	最小森林面積	0.3ha	最小樹冠被覆率	30%	最低樹高	5m	最小の森林幅	20m
	定義	閾値									
最小森林面積	0.3ha										
最小樹冠被覆率	30%										
最低樹高	5m										
最小の森林幅	20m										
条件 2：プロジェクト実施地において行われる施業が、植林であること。											
条件 3：プロジェクトにより、プロジェクト実施地が森林計画対象森林に含まれるよう必要な措置がとられていること、又は当該プロジェクトにより既に森林計画対象森林とされていること。											
補足	プロジェクト実施に当たっては別紙「ポジティブリスト No. 0003 に関する特記事項」を参照すること。										

<適格性基準の説明>

条件 1：対象森林

<2008 年 3 月 31 日において京都議定書に定める森林でない>

植林については、単位面積あたりの炭素ストックの小さい土地において実施されることで（たとえば、農地や宅地から森林への土地利用変化）、CO2 吸収量が増加する。このため、植林前の土地利用状況は重要となる。元々は森林として利用されていた土地が、農地に転用された後に森林へ再転用されるなどのケースも想定されるため、ここでは植林前の土地利用状況として、2008 年 3 月 31 日において森林でなかった土地を対象とした。

なお、この条件を満たしていることを証明する代表的な方法としては、以下の方法がある。

- 対象地の過去の土地利用状況が確認できる空中写真又は確認可能な衛星イメージ
- 地図等の過去の土地利用状況が証明できる土地被覆情報

- 地上調査結果（土地利用・土地被覆に関する情報、土地台帳・所有者登録・その他の地域登記簿からの情報等）

＜2008年4月1日に森林法第5条又は第7条の2に定める森林でない＞

別途作成しているポジティブリスト No.0002-1「森林経営活動によるCO₂吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）」及び No.0002-2「森林経営活動によるCO₂吸収量の増大（持続可能な森林経営促進型プロジェクト）」の対象森林との重複を避けるため、2008年4月1日時点で森林法第5条又は第7条の2に定める森林でないことを条件とした。

条件2：対象となる施業

＜植林を対象＞

植林を対象とする。

条件3：持続可能な森林経営

＜森林法第5条及び第7条の2に定める森林に含まれるための措置＞

植林によるCO₂吸収量の増加は、植林後に森林が持続的に管理されることで達成される。したがって、植林対象地が持続的な森林経営下にあることを証明するため、森林計画の対象に含まれることを条件とした。

(ポジティブリスト No. 0003 別紙)

ポジティブリスト No. 0003 に関する特記事項

当該プロジェクトにより発行される J-VER は、森林に吸収された炭素ストック量の永続性を担保する必要があるため、上記の適格性基準条件 3. 以外に以下の対処方法をとることとする。

自然攪乱等の影響への対処

- ・ 森林火災、台風被害、病虫害等の自然攪乱による影響に対処するため、発行されるクレジットのうち一定量を環境省（気候変動対策認証センター）の口座にバッファーとして確保し、自然攪乱により失われた吸収量に対して予め確保しておいたバッファー分から補填することとする。

土地転用・主伐への対処

- ・ クレジット発行対象期間内にはプロジェクト対象森林において転用を行わないことが条件であり、クレジット発行対象期間後も含め、転用を行った場合には、同程度の炭素ストック量が期待できる施業を同林分又は他の林分において行うことを環境省（気候変動対策認証センター）に対して誓約することを条件とする。

クレジット発行対象期間後の植林放棄等への対処

- ・ クレジット発行対象期間後の伐採跡地における植林放棄など、炭素ストックが減少することを防止するため、環境省（気候変動対策認証センター）は、承認された森林プロジェクト情報を Web サイト等で公開するとともに、クレジット発行対象期間後炭素ストック量が明らかに維持されていないことが判明した場合には、クレジット補填のための必要な措置を講じる。また、森林施業計画の認定取消等や森林認証の取消・非継続に伴いクレジット発行が取り消された際にも、同様の措置をとる。